

基準総則

共同住宅、共用廊下、アルコーブ
法第52条第6項

共同住宅の共用廊下の取扱い

平成13年秋期部会

法第52条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下については次のとおり取り扱う。

下図のように各住戸の玄関前に設けられるアルコーブについては門扉等の有無に関わらず基本的には共用の廊下部分ではなく、専用部分として取り扱う。

